

# 岩手県卓球協会 登録規程

## (総則)

第1条 岩手県卓球協会（以下本会という）が主催する大会および講習会等に参加する場合は、公益財団法人日本卓球協会（以下日本協会という）の登録規程を準用し、本会に登録しなければならない。

## (登録)

第2条 登録とは、日本協会が平成30年度から導入した会員登録申請方法（オンラインシステム会員登録システム）により、本会が定めた登録料を納入することをいう。また、登録料を納入した者を本会登録会員という。

## (登録会員)

第3条 登録会員とは、本会に所属し、本会制定の事業に参加する者で以下の二つの区分とする。

- (1) 選手登録
  - (2) 役員登録（但し、役員登録のみでは選手活動は出来ない）
- 2 原則として同一人の選手登録は一つのチームに限る。
  - 3 本会に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準じる。

## (登録会員の種別及び登録料等)

第4条 登録会員の種別及び登録料等は以下のとおりとする。

| 種別  | 略称    | 対象者  | 登録料              |
|-----|-------|--|------------------|
| 第1種 | 一般    | 年齢を制限しない一般及び次の2種から7種に所属しない選手                       | 3,500円           |
| 第2種 | 日学連   | 日本学生卓球連盟に所属する選手                                    | 3,500円           |
| 第3種 | 高体連   | 全国高体連卓球専門部に所属する選手                                  | 2,000円           |
| 第4種 | 中学生   | 中学生の選手   | 1,500円           |
| 第5種 | 小学生   | 小学生以下の選手   | 1,500円           |
| 第6種 | 教職員   | 全国教職員卓球連盟に所属する選手                                   | 3,500円           |
| 第7種 | 日本リーグ |  |                  |
| 第8種 | 役員    | ①本会登録団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等<br>②全国教職員卓連に所属する役員 | 3,500円<br>3,500円 |

## 〈留意事項〉

- 日本協会オンラインシステムの登録申請の流れのなかで、選択する支部はつぎのとおりとする。
  - ① 高体連は、高体連卓球専門部を選択してください。

② 以外の登録は、岩手県卓球協会を選択してください。

(複数の登録)

第5条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録し、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重登録することができる。

- 2 中学生及び小学生は、所属学校以外に本県内の一つのチームに二重登録することができる。
- 3 役員と選手はそれぞれ兼ねて登録することができる。

(登録地)

第6条 本会に登録する者は、岩手県内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある者とする。

(登録料の納入)

第7条 登録料は、日本協会会員登録申請方法（オンラインシステム）に基づき本会指定の金額を納入するものとする。

- 2 ゼッケンは、登録申請後の承認後に各チームに引き渡しするものとする。
- 3 複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。

(登録期間)

第8条 登録期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(登録手続)

第9条 登録手続きは、日本協会会員登録システムの申請に基づき行うこととする。

附 則 この規程は平成30年2月5日制定、平成30年4月1日より施行する。